

## 第1回 難聴児への支援のあり方等検討会議 次第

日時：令和3年5月24日（月）

9時30分～12時00分

場所：兵庫県民会館 303会議室

### 1 開 会

- (1) 開会あいさつ
- (2) 座長選出

### 2 報告事項

「県の難聴児支援の現状と課題」

### 3 協議事項

就学前から学齢期、卒業後へ、関係機関との連携による支援体制の構築

テーマ「難聴児への支援の現状と課題、今後の方向性」

### 4 閉 会

- (1) 事務連絡
- (2) 閉会あいさつ

# 難聴児への支援のあり方等検討会議 第1回検討会議

令和3年5月24日(月)

兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課

1

## I 報告 「県の難聴児支援の現状と課題」

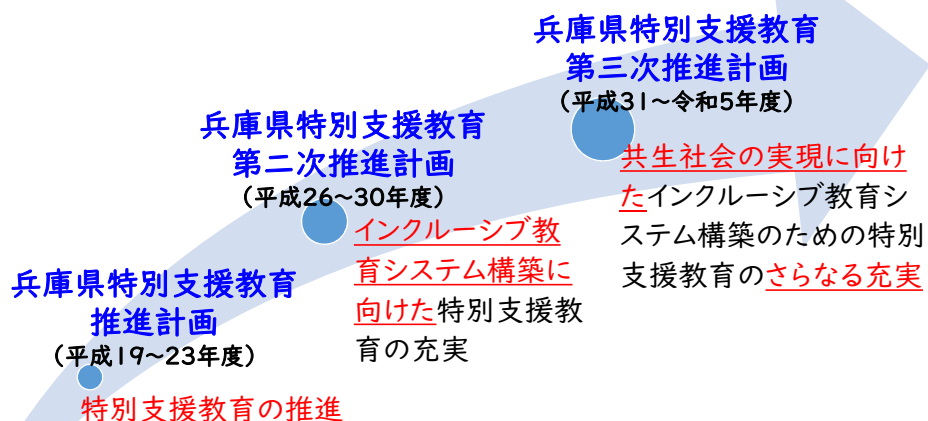
2

## 内容

- 1 兵庫県の特別支援教育と国の動向
- 2 聴覚障害のある児童生徒の学びの場
  - (1) 聴覚特別支援学校の現況と指導
  - (2) 難聴特別支援学級の現況と指導
  - (3) 通級による指導(難聴)の現況と指導
- 3 聴覚特別支援学校のセンター的機能と研修

3

## 1 兵庫県の特別支援教育と国の動向 兵庫県の特別支援教育の基本理念



ひょうごユニバーサル社会づくりの理念を踏まえ、障害のある幼児児童生徒のライフサイクルを見通し、持てる力を高め、学習上又は生活上の困難を改善又は克服するために、一人一人の教育的ニーズを把握し、きめ細かく、適切な教育的支援を行う。

4

# Ⅰ 兵庫県の特別支援教育と国の動向 兵庫県特別支援教育第三次推進計画

－平成31年度から令和5年度の5年間－

兵庫県がめざす特別支援教育 → **共生社会の実現**

## I 連続性のある多様な学びの場における教育の充実

～すべての学校園で取り組みつなぐ特別支援教育～（**縦の連携**）

## II 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実

～早期から卒業後へ支えつなぐる特別支援教育～（**横の連携**）

キーワード  
**「縦横(タテヨコ)連携」**



5

# Ⅰ 兵庫県の特別支援教育と国の動向 本県がめざす特別支援教育

## すべての子どもが認め合い、安心して学べる環境（**縦の連携**）

- ・すべての学校園において、すべての幼児児童生徒が、互いを認め合い、持てる力を十分発揮し、自己実現に向けて集団の中で安心して学ぶことができている。

## 幼児児童生徒に応じた合理的配慮の提供（**縦の連携**）

- ・障害のある幼児児童生徒が、個別の教育支援計画等の引継ぎにより適切な合理的配慮が提供され、学習することができている。

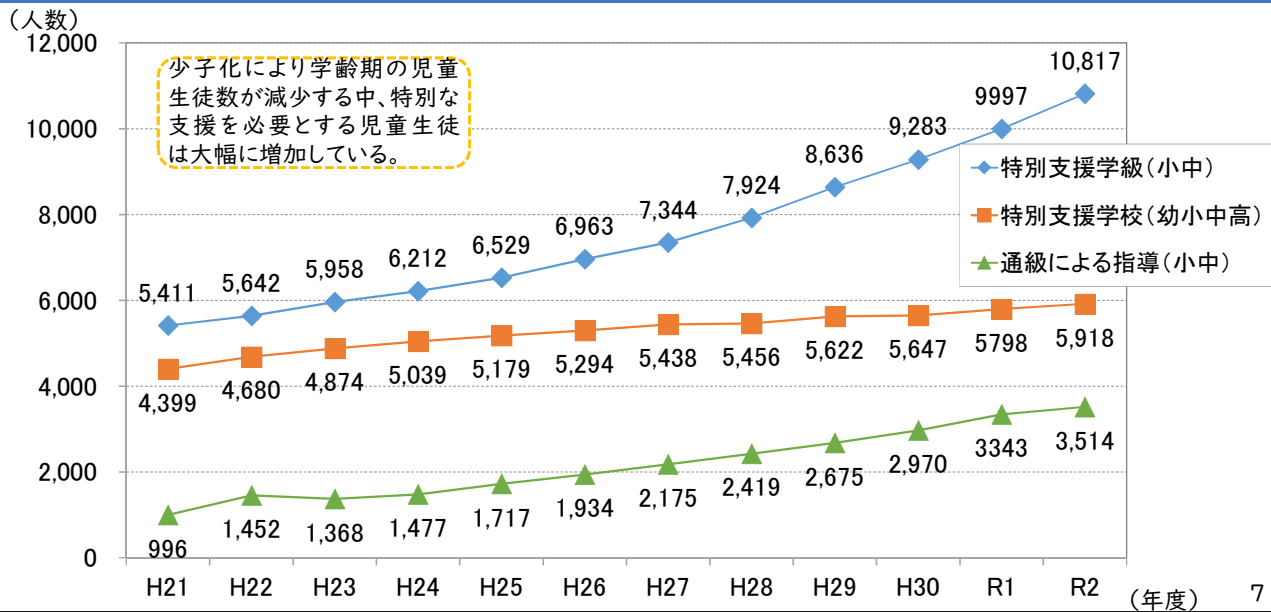
## 切れ目ない一貫した支援（**横の連携**）

- ・学校における支援の効果をより高めるため、障害のある幼児児童生徒が、保護者や保健・福祉、医療、労働等の関係機関との連携による、切れ目ない一貫した支援を受けることができている。

6

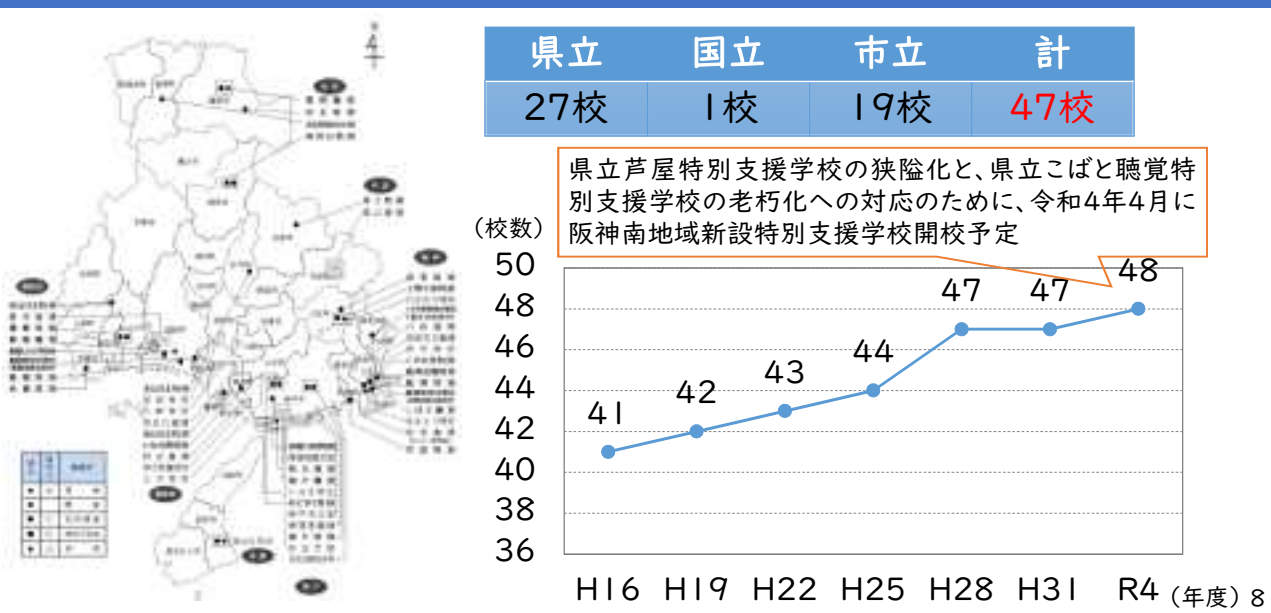
# 兵庫県の特例支援教育と国の動向

## 兵庫県の特例支援教育に係る児童生徒数の推移

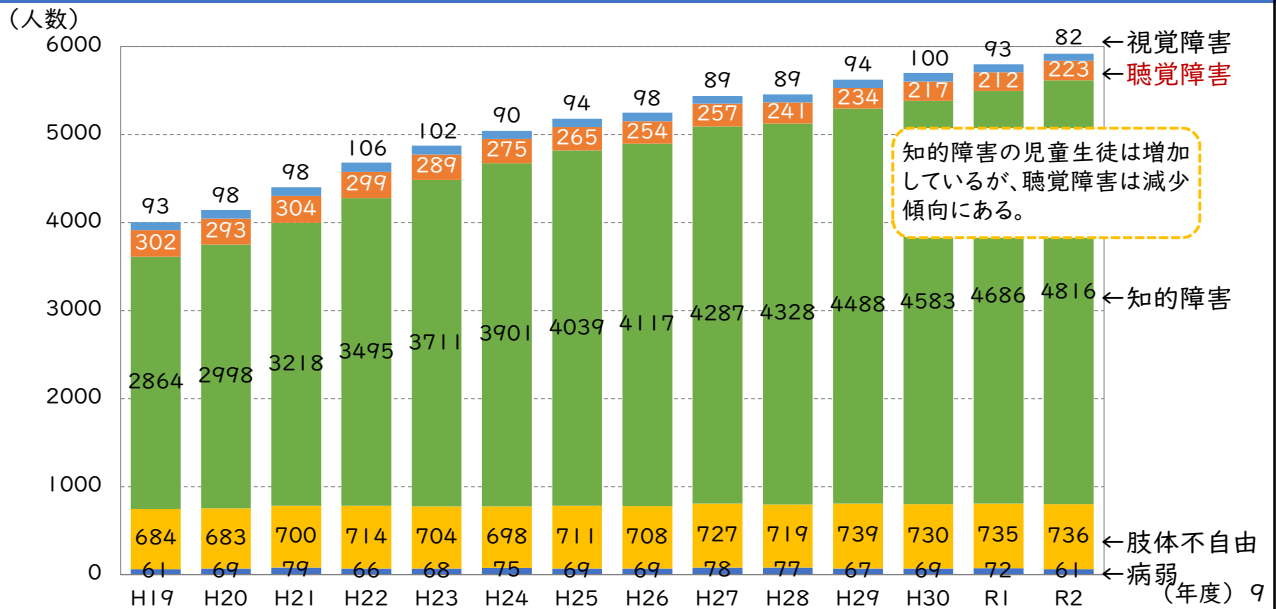


# 兵庫県の特例支援教育と国の動向

## 特別支援学校設置状況



# 1 兵庫県の特別支援教育と国の動向 特別支援学校の児童生徒数の推移



## 難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告

【 県立西舞鶴・徳島大学との協働による難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクトチームよりまとめ 】

### 難聴児支援に関する課題と今後の取り組み

- 難聴児への早期介入（特に0歳児から3歳児）が不十分で、適切なタイミングで医療や療育の提供がなされていない
- 難聴児への支援は、各地域における保健・医療・福祉・教育に関する地方公共団体の部署や医療機関等の関係機関において行われており、連携が不十分で支援や情報提供が行き届いていない地域が見られる

難聴児の早期支援を促進するため、保健・医療・福祉及び教育の相互の連携を推進し、新生児期から乳幼児期、学童期まで切れ目なく支援していく連携体制を、各都道府県それぞれの実態を踏まえ構築する

### 具体的な取組

- 1 各都道府県における「新生児聴覚検査から療育までを切れ目なく段階に実施するための手引書」や「難聴児早期発見・早期療育推進プラン（仮）」の策定の促進
  - ・ 都道府県ごとに聴覚検査医療機関、人工内耳や補聴器、手話など今後のとりうる選択肢の提示、療育機関の連絡先等を具体的に記した「新生児聴覚検査から療育までを切れ目なく段階に実施するための手引書」を作成
  - ・ 各都道府県において、当該の特性に即し、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するためのプラン（難聴児早期発見・早期療育推進プラン（仮））を作成。国においては、同プランの作成指針となる基本方針を2021年度の早期に作成。
- 2 地方公共団体における新生児聴覚検査の推進
  - ・ 都道府県に対し協議会の設置を引き続き促すなど、新生児聴覚検査の実施率向上に向けて取組を推進
- 3 難聴児への療育の充実
  - ・ 既存の施設・特別支援学校（聴覚障害）等の活用をきめ、各都道府県に1カ所以上、難聴児支援のための中核機能を整備することを目指す。併せて、同機能の受け皿として、児童発達支援センター・事業所の機能を強化するため、言語聴覚士（ST）等の活用について評価するなど次期障害福祉サービス等報酬改定において検討。
  - ・ 難聴児に対する訪問型支援の強化を検討
  - ・ 乳幼児教育施設の拡充など特別支援学校（聴覚障害）における早期支援の充実

## 2 聴覚障害のある児童生徒の学びの場

聴覚特別支援学校	難聴特別支援学級	通級による指導 「難聴通級指導教室」
両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの (学校教育法施行令第22条の3)	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

就学先決定の仕組みの見直し(平成25年学校教育法施行令の改正)

旧:就学基準に該当する障害のある児童生徒等は原則特別支援学校に就学する

新:障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する

本人保護者の意向を最大限尊重しつつ、本人の教育を第一に考えて総合的に判断

12

## 2 聴覚障害のある児童生徒の学びの場

### 学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数

●令第22条の3該当者の就学指定先

	公立特別支援学校への就学を指定	公立小学校への就学を指定
平成26年度	6,341	2,274
平成27年度	6,646	3,420
平成28年度	6,704	3,079
平成29年度	7,192	3,055
平成30年度	7,429	2,817
令和元年度	8,003	2,835

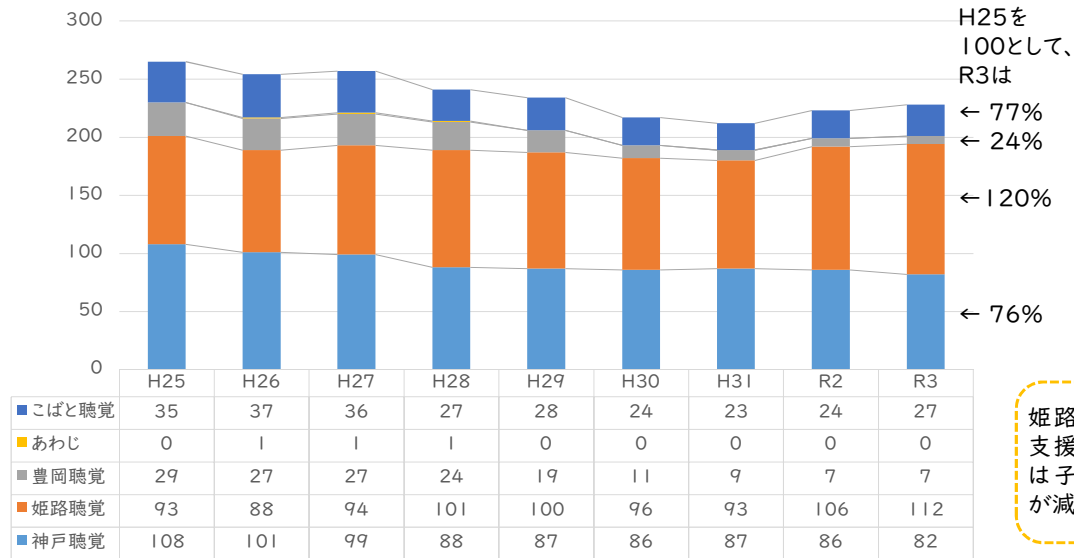
●小学校における令第22条の3該当者数(令和元年5月1日)

	特別支援学級	通常の学級		合計
		うち通級		
視覚障害	155	90	22	245
聴覚障害	300	256	177	556
知的障害	12,756	547		13,303
肢体不自由	957	276	24	1,233
病弱	666	149	1	815
重複障害	1,024	26	3	1,050

難聴児の切れ目ない支援体制構築と更なる支援の推進に向けた全国研修会 文部科学省行政説明資料より

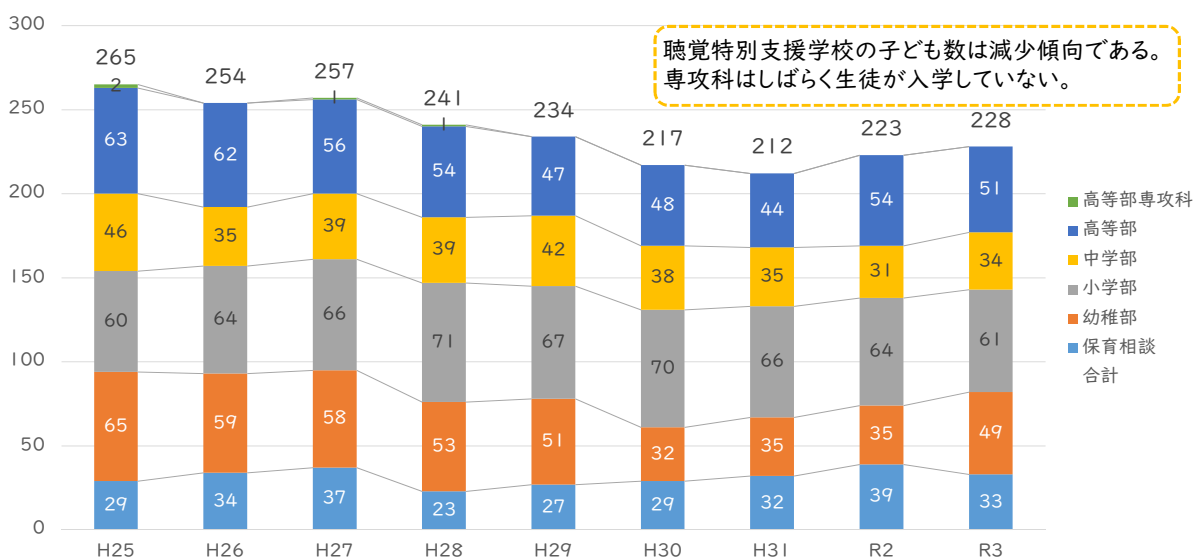
13

## 2 聴覚障害のある児童生徒の学びの場 (1) 聴覚特別支援学校の現況と指導 聴覚特別支援学校の幼児児童生徒数の推移 (学校別)



15

## 2 聴覚障害のある児童生徒の学びの場 (1) 聴覚特別支援学校の現況と指導 聴覚特別支援学校の幼児児童生徒数の推移 (学部別)



16

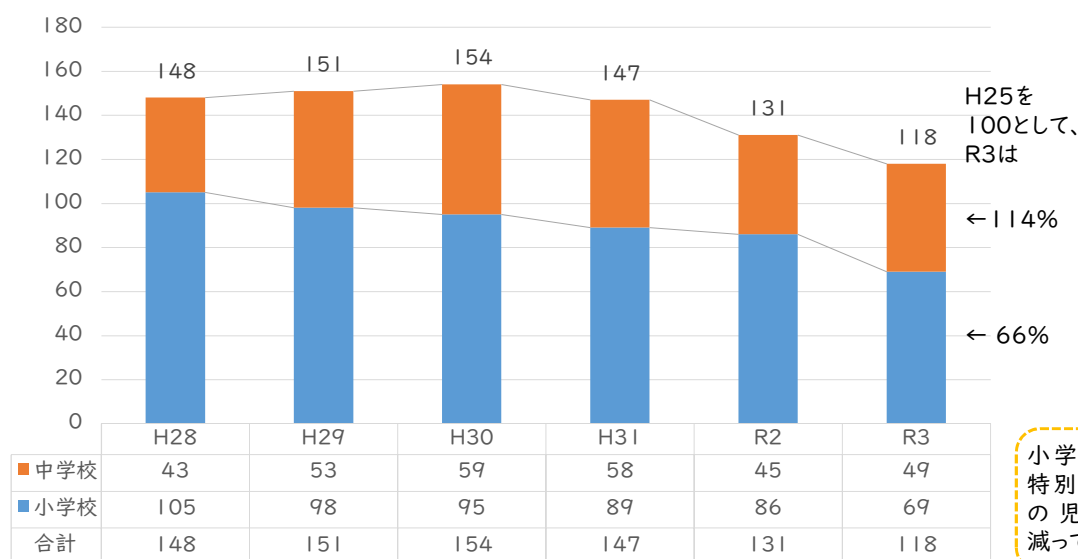


## 2 聴覚障害のある児童生徒の学びの場 (1) 聴覚特別支援学校の現況と指導 聴覚特別支援学校の指導 (特別支援学校小学部学習指導要領より)

- (1) 体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句などについての確かな言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。
- (2) 児童の言語発達に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うよう工夫すること。
- (3) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、発表や児童同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。
- (4) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、補聴器や人工内耳等の利用により、児童の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (5) 児童の言語概念や読み書きの力などに応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導を工夫すること。
- (6) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

18

## 2 聴覚障害のある児童生徒の学びの場 (2) 難聴特別支援学級の現況と指導 小・中学校難聴特別支援学級児童生徒数の推移



20

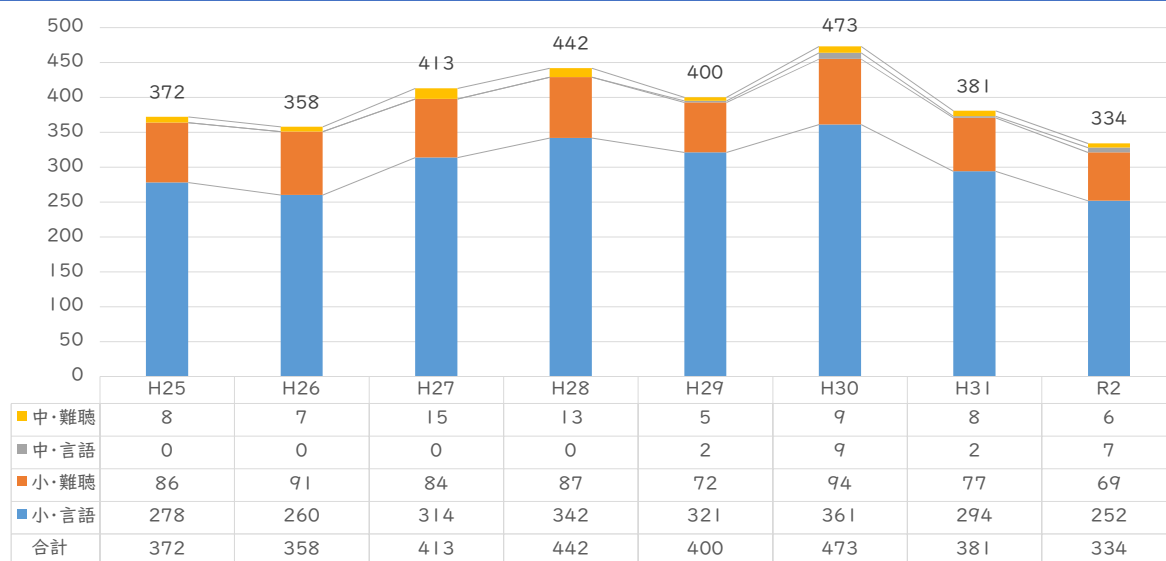
## 2 聴覚障害のある児童生徒の学びの場 (2) 難聴特別支援学級の現況と指導 難聴特別支援学級の指導・支援 (文部科学省 教育支援資料より)

- 小・中学校におけるものに加えて、特別な必要性に応じたものとしては、聴覚活用に関すること、音声言語(話し言葉)の受容(聞き取り及び読話)と表出(話すこと)に関することが主である。さらに必要に応じて、言語(語句、文、文章)の意味理解や心理的問題、人間関係などの改善についての内容も取り上げられる。
- 通常の学級と交流及び共同学習を行うとともに、障害により学習が困難な内容(音読、外国語の発音、歌唱、器楽演奏等)については、個別指導による指導を受けるなど、障害の程度に合わせた柔軟な対応を行う。

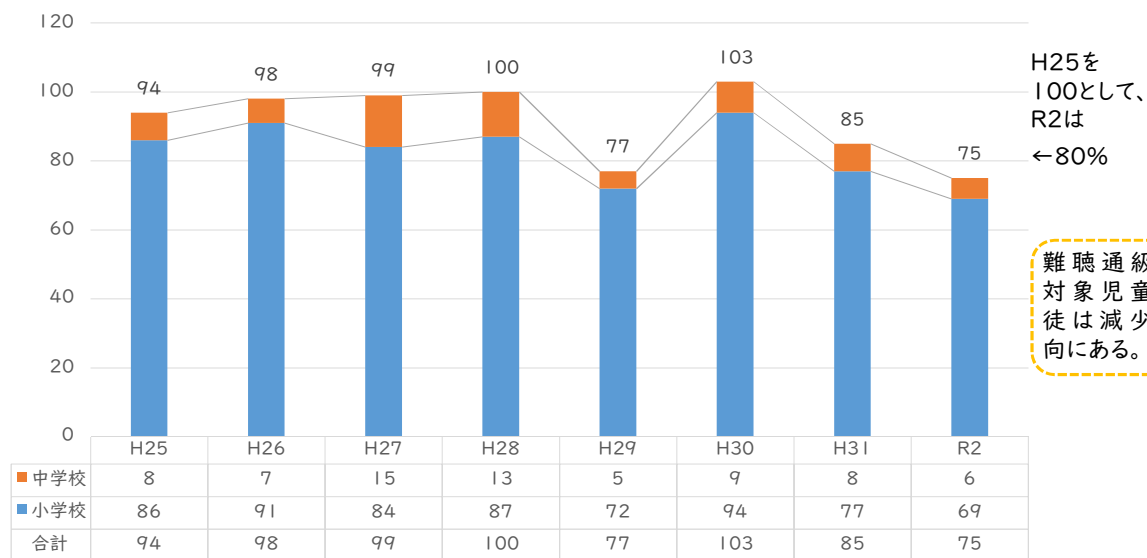
### 情報保障のための支援の例

FM補聴システム、ノートテイク、指文字、簡単な手話、視覚支援(写真や動画、文字情報など内容理解を補う視覚的な教材等を提示)、雑音の軽減等

## 2 聴覚障害のある児童生徒の学びの場 (3) 通級による指導(難聴) 通級による指導(難聴・言語)を受ける児童生徒数の推移



## 2 聴覚障害のある児童生徒の学びの場 (3) 通級による指導 (難聴) 通級による指導 (難聴) を受ける児童生徒数の推移



24

## 2 聴覚障害のある児童生徒の学びの場 (3) 通級による指導 (難聴) 聴覚特別支援学校による通級による指導

### 指導目標の例

- イラストを見て、学校生活の中で出てくる意味のある言葉の名前を言うことができる。
- 授業時に、必要に応じて補聴器を装用できる。
- オーディオグラムの見方や自分の聞こえ方を理解する。
- 他校に在籍する通級児童と文通することで、コミュニケーションの取り方を学ぶ。
- 補聴器の保守管理が自分でできる。
- 自分の補聴器や聞こえに興味・関心を持ったり、周りの大人に説明したりできる。
- 自分が困っていることや必要な配慮を相手に分かりやすく伝えられる。
- 自分の聞こえにくさを自覚する。
- わからない時や困った時に周囲に伝え、自ら支援を求められる。
- 自分の聞こえを理解し、情報を得るための工夫ができる。

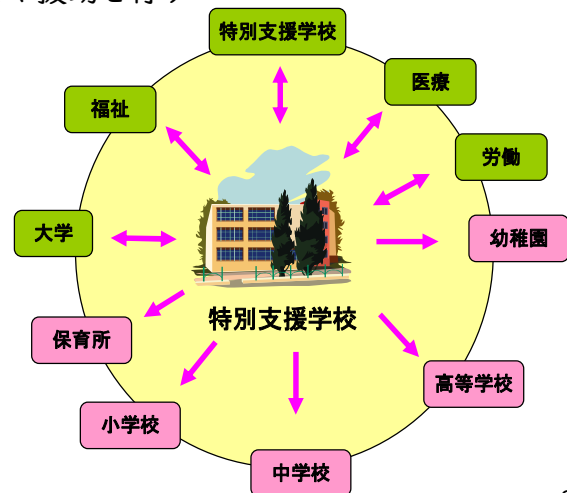
26

### 3 聴覚特別支援学校のセンター的機能と研修 特別支援学校のセンター的機能

学校教育法第74条において、特別支援学校が幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて必要な助言や援助を行うよう努めるものとされている。

#### 【センター的機能の例】

- ① 小・中学校等の教員への支援
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供
- ③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供



27

### 3 聴覚特別支援学校のセンター的機能と研修 聴覚特別支援教育の研修

#### 県立特別支援教育センターが開催する研修

- ・ 新任特別支援学級担当教員等研修（難聴・言語障害学級担当講座）年3回
- ・ 特別支援学校教員等を対象とした研修（初任者～3年目、5年目、10年目、15年目等）

#### 聴覚特別支援学校が開催する研修（令和元年度）

- ・ 神戸聴覚特別支援学校 6回（聴覚障害児の可能性を引き出す指導力UP講座等）
- ・ 姫路聴覚特別支援学校 6回（通級児童生徒在籍校担当者研修会、難聴理解啓発研修会等）
- ・ こばと聴覚特別支援学校 19回（保健師対象連携・研修会、公開講座「人工内耳最新事情」等）
- ・ 豊岡聴覚特別支援学校 4回（保健師、養護教諭対象の講習会「難聴児の理解と支援」等）
- ・ あわじ特別支援学校 5回（研修会「視覚障害、難聴、伝え方・生徒対応のポイント」等）
- ・ 各学校において、外部専門家（医師、大学教員、カウンセラー等）を招いた事例検討会等

29